九	一、一二八
一〇	一、二一四
一一	一、三〇〇
一二年目及びその後の各年	一、三〇〇

(ii)　輸入者が行う申請に対する割当数量が、当該申請において特定する粉乳であって、日本国において国産ミルクにより製造され、かつ、チョコレートの製造のために当該輸入者が使用するものの数量に三を乗じて得られる数量の限度を超えないこと。

(b)　(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a)(i)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に係る約束の対象から除外する。

(c)　(a)及び(b)の規定は、関税分類番号一八〇六二〇・二九〇の品目に分類される原産品について適用する。

(d)　日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこのＴＲＱ―20の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

22　ＴＲＱ―21　無糖れん乳

(a)　(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合には、無税とする。

(i)　各年において欧州連合から輸入される当該原産品の合計数量が次の表に掲げる合計割当数量を超えないこと。

年	合計割当数量（メートル・トン）
一	七八〇
二	一、一二四
三	一、四六八
四	一、八一二
五	二、一五六
六	二、五〇〇
七年目及びその後の各年	二、五〇〇

(ii)　当該原産品が常温（およそ摂氏一度から三十二度まで）において液状であること。

(b)　(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a)(i)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c)　(a)及び(b)の規定は、関税分類番号〇四〇二九一・一二九及び〇四〇二九一・二九〇の品目に分類される原産品について適用する。

(d)　日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこのＴＲＱ―21の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

23　ＴＲＱ―22　ホエイ

(a)　関税分類番号〇四〇四一〇・一三九、〇四〇四一〇・一四九、〇四〇四一〇・一八九、〇四〇四九〇・一一八、〇四〇四九〇・一二八及び〇四〇四九〇・一三八の品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、無税とする。関税分類番号〇四〇四一〇・一二九及び〇四〇四一〇・一六九の品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、次のとおり撤廃する。

年	枠内税率（砂糖を加えたものに限る。）（パーセント）	枠内税率（砂糖を加えてないものに限る。）（パーセント）
一	三一・八	二二・七
二	二八・六	二〇・五
三	二五・五	一八・二
四	二二・三	一五・九
五	一九・一	一三・六
六	○	○
七年目及びその後の各年	○	○

(b)　(a)に定める枠内税率については、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合に適用する。

(i)　各年において欧州連合から輸入される(a)に規定する原産品の合計数量が次の表に掲げる合計割当数量を超えないこと。

年	合計割当数量（メートル・トン）
一	六、二〇〇
二	六、五二〇
三	六、八四〇
四	七、一六〇
五	七、四八〇
六	七、八〇〇
七	八、一二〇
八	八、四四〇
九	八、七六〇
一〇	九、〇八〇
一一	九、四〇〇
一二年目及びその後の各年	九、四〇〇